

海外での腎臓移植（海外渡航移植）を受けられた患者さんへ

---

当科では、2008年に国際移植学会が発した『臓器取引と移植ツーリズムに関するイスタンブール宣言（the Declaration of Istanbul on Organ Trafficking and Transplant Tourism）』、我が国の『臓器の移植に関する法律』、『日本移植学会倫理指針』、『生体腎移植ガイドライン』等を遵守して診療を行っております。臓器取引、移植ツーリズム、移植商業主義は、貧困層や弱者層のドナーを標的にしており、公平、正義、人間の尊厳の尊重といった原則に反するため、禁止されるべきであると考えております。

このため、下記に該当する患者さんの移植術後の診療は受け入れておりません。

---

1. 臓器取引（臓器売買）による腎移植を受けた場合
2. 倫理的に問題のあるドナー（死刑囚など）から提供された可能性が強い、あるいは否定できない腎移植を受けた場合
3. その他、ドナーの身体的、心理的、及び社会的擁護が損なわれたと判断される場合